

## 鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成20年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成22年2月8日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
鳥取県監査委員 内 田 博 長  
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

### 第1 監査結果報告

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を1,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

##### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

##### (3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	37	26	23	3
補助金等交付団体	91	19	19	0
指定管理者	13	5	4	1
合 計	141	50	46	4

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	やま	もと	みつ	のり
	山	本	光	範
監査委員	よね	た	ゆき	え
	米	田	由	起枝
監査委員	い	ぎ	たか	し
	伊	木	隆	司
監査委員	やま	ね	ま	ち
	山	根	真	知子
監査委員	うち	だ	ひろ	みち
	内	田	博	長
監査委員	やま	だ	ゆき	お
	山	田	幸	夫

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 米田由起枝は、財団法人ふるさと鳥取県定住機構について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なものを指摘事項として、(2)の実施団体別の状況に記載するとともに、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを注意事項（事務処理について改善を要すると認められる事項のうち指摘に至らない比較的軽易なもの）として、別途文書により、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

ア 予算事務

予算流用の手続誤りその他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

収入年度・科目の誤り、現金領収証書未交付その他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

決裁権者でない者の決裁による支払その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

予定価格の未決定、契約書の記載内容の不備その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

交付申請書の提出等の遅延、実績報告書の提出等の遅延その他補助金等の執行に関する事務手続の不適正

カ 財産管理事務

備品台帳の未整備その他財産管理事務手続の不適正

キ その他

決算書類の記載不備等その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21	平成21年11月10日	補助金等	17,072,776円
		指定管理	10,287,762円
財団法人鳥取県部落解放研究所	平成21年11月10日	補助金等	17,243,081円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下同じ。)

2 実施団体欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県(立・営)」の名称は省略している。(以下同じ。)

3 実施日欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。(以下同じ。)

4 財政的援助等の概要欄の補助金等の金額は、県が平成20年度に支出している補助金、分担金、負担金、利子補給金、給付金、交付金で相当の反対給付を受けないものの額及び貸付金額(平成19年度以前の貸付金の残高を含む。)の合計額である。(以下同じ。)

5 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成20年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
学校法人翔英学園	平成21年11月18日	補助金等	585,716,738円
学校法人鶏鳴学園	平成21年11月18日	補助金等	36,857,083円
日本交通株式会社	平成21年12月1日	補助金等	116,213,463円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館 ・倉吉未来中心	平成21年11月10日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		指定管理	350,473,280円
財団法人鳥取県国際交流財団	平成21年12月1日	出資金額	400,000,000円
		出資比率	63.4%
		補助金等	42,428,077円
財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成21年11月18日	出資金額	150,000,000円
		出資比率	49.8%
財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成21年12月3日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
		補助金等	350,000円
財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・東郷湖羽合臨海公園(引地地区(燕趙園及びその周辺をいう。))に限る。 ・とっとり花回廊	平成21年11月17日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		補助金等	2,602,700円
		指定管理	454,791,000円

注 財政的援助等の概要欄の出資比率の数値は、小数点以下第2位を四捨五入している。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県立県民文化会館の鳥取県総合芸術文化祭メイン事業「ロマン街道・とっとり（音劇）」演出・監修等業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。（財団法人鳥取県文化振興財団：所管 文化政策課）

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県民生児童委員協議会	平成21年11月10日	補助金等	24,880,000円
社会医療法人仁厚会	平成21年11月10日	補助金等	73,920,129円
社会福祉法人あすなる会	平成21年11月10日	補助金等	38,431,887円
社会福祉法人大徳会	平成21年11月17日	補助金等	73,744,723円
社会福祉法人フォイボス	平成21年11月17日	補助金等	36,982,259円
社会福祉法人鳥取こども学園	平成21年12月9日	補助金等	107,860,897円
財団法人鳥取県臓器バンク	平成21年12月9日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.4%
		補助金等	8,385,408円
財団法人鳥取県保健事業団	平成21年11月10日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.6%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

財団法人鳥取県保健事業団新本部事務所改修工事について、予算措置せずに執行していた。また、退職給与金外20科目について、予算の流用等を行わず科目の予算を超えて執行していた。（財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課）

現金収納した健康診断料等の収入金について、取引金融機関への預入が遅延していた。（財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課）

消防用設備点検に係る委託料について、支出金額に誤りがあった。（財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課）

空調設備保守点検業務に係る委託契約外3件について、予定価格を決定していなかった。（財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課）

基本財産の運用として保有している鳥取県債（証書借入）について、県の発行した借用証書を紛失していた。（財団法人鳥取県臓器バンク：所管 医療政策課）

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成21年12月9日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	85,726,100円
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成21年11月17日	出資金額	66,700,000円
		出資比率	34.0%
		補助金等	12,994,617円
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成21年12月3日 (書面監査)	出資金額	600,000,000円
		出資比率	100%
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成21年11月17日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.3%
		補助金等	23,352,707円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取商工会議所	平成21年12月3日	補助金等	126,887,321円
米子商工会議所	平成21年12月10日	補助金等	55,559,000円
鳥取県中小企業団体中央会	平成21年12月3日	補助金等	101,503,000円
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成21年11月10日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
千代三洋工業株式会社	平成21年11月18日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40.0%
財団法人鳥取県産業振興機構	平成21年7月22日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	9,153,040,141円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県農業協同組合中央会 〔指定管理施設〕 ・農村総合研修所	平成21年12月10日 (書面監査)	補助金等	1,916,125円
		指定管理	0円
財団法人鳥取県農業開発公社(平成21年12月1日合併により財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に統合)	平成21年7月22日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成21年12月10日 (書面監査)	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	5,451,989円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成21年12月3日 (書面監査)	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	28,917,285円
社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会	平成21年11月10日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	42.7%
		補助金等	10,211,157円
財団法人鳥取県畜産振興協会	平成21年11月17日	出資金額	60,000円
		出資比率	54.5%
		補助金等	62,426,321円
大山乳業農業協同組合	平成21年11月17日	補助金等	55,052,601円
鳥取県土地改良事業団体連合会	平成21年12月10日	補助金等	35,158,500円
株式会社鳥取林業サービス	平成21年12月1日	出資金額	48,000,000円
		出資比率	40.0%
		補助金等	6,860,000円
財団法人鳥取県造林公社	平成21年7月22日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	23,038,825,376円
八頭中央森林組合	平成21年12月1日	補助金等	54,773,176円
鳥取県西部森林組合	平成21年11月17日	補助金等	8,600,886円
日南町森林組合	平成21年12月10日	補助金等	274,668,652円
株式会社谷尾樹楽園 〔指定管理施設〕 ・とっとり出合いの森	平成21年12月1日	指定管理	32,624,800円
鳥取県漁業信用基金協会	平成21年12月1日	出資金額	255,450,000円
		出資比率	34.8%
		補助金等	556,169円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成21年12月15日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	93.6%
		補助金等	36,844,000円

注 農村総合研修所の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成21年7月22日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	3,785,699円
境港管理組合 〔指定管理施設〕 ・みなとさかい交流館	平成21年11月18日	指定管理	50,258,094円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 企業局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県ビルメンテナンス協同組合 〔指定管理施設〕 ・みなと温泉館	平成21年11月18日	補助金等	3,702,935円
		指定管理	0円

注 みなと温泉館の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県高等学校文化連盟	平成21年11月17日	補助金等	18,569,321円
財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園 ・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール ・武道館	平成21年11月18日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.1%
		補助金等	109,472,656円
		指定管理	478,538,829円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県立布勢総合運動公園に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。(財団法人鳥取県体育協会：所管 公園自然課)

鳥取県立倉吉体育文化会館に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。(財団法人鳥取県体育協会：所管 スポーツ振興課)

サ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
------	-----	-----------	--

財団法人暴力追放鳥取県民会議	平成21年12月3日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	58.2%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

第2 監査意見

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会共通

指定管理者制度の適正な執行について（業務効率化室、人権推進課、文化政策課、観光政策課、子育て支援総室、公園自然課、農政課、生産振興課、森林保全課（森林・林業総室）、空港港湾課、経営企画課、体育保健課）

今回監査を行った指定管理施設において、協定書に定める業務が適正に行われていない事例が今年の監査に引き続き散見された。

協定書に定める業務を指定管理者が適正に執行しているか確認するのは所管課の責務であるが、協定書において整備することとされている帳簿の未整備や承認を受けていない利用料金の設定など、執行状況を確認しておけば生じていない不適正事例があった。

多くの指定管理施設において、平成18年度の指定管理者制度の導入から3年を経過して二度目の指定となっているが、県の財産である県立施設を指定管理者に任せきりにしているのではないかと危惧するものである。

一方、再委託する場合の事前承認など、必要以上の事務手続を協定書に規定していると思われる。公の施設の管理運営に民間能力を活用するという指定管理者制度の趣旨や現状を踏まえ、それらの必要性や有効性について再度検討することが必要と考える。

については、県は、制度の趣旨を踏まえ協定書の事務手続を再度検討し、実態に合うよう見直すとともに、業務の実施状況を適宜確認するなど指定管理者制度の適正な執行を図りたい。

2 文化観光局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、出納局（会計管理者）、教育委員会共通

財務会計規程の整備と遵守体制について（文化政策課、交流推進課、観光政策課、医療政策課、健康政策課、水・大気環境課、循環型社会推進課、経済・雇用政策総室（雇用人材総室）、産業振興戦略総室（産業振興総室）、経営支援課、畜産課、林政課（森林・林業総室）、水産課、県土総務課、会計指導課、体育保健課）

出資団体の多くが契約の手続や会計その他財務に関する事務手続については鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）や鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）等（以下「会計規則等」という。）を準用して行っているところであるが、その会計規則等に準じている契約事務等について不適正事例が散見された。

団体が独自に定めた財務会計規程による事務についても不適正事例が見受けられ、これらは、職員が会計規則等や独自の規程をよく理解していないことが原因と考えられる。

このため、会計規則等や独自の規程を職員に徹底する必要があるとあり、内部研修を実施するとともに、県の会計事務研修等に職員を積極的に参加させる等の方法により会計規則等や独自の規程について習熟させることが必要と考える。

また、会計規則等や独自の規程の内容が、団体の業務の実態に適合していないことも不適正事例の原因と考えられることから、機会を捉えてこれらが実態に即したものとなっているか検討し、財務会計事務の適正な執行を担保しつつ、独自の規程を整備していくことも必要と考える。

については、県は、会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。

3 文化観光局

財団法人鳥取県国際交流財団の周知と利用促進について（交流推進課）

財団法人鳥取県国際交流財団（以下「国際交流財団」という。）は、本県における国際交流推進の基盤づくりと国際交流活動の支援を行い、県民、民間団体及び行政が一体となって全県的な国際交流活動を推進することにより、国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図るとともに、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与することを目的に設立された財団である。

平成20年12月現在、県内には5,000人弱の外国人が在住している。しかし、国際交流財団の存在と活動が広く県民に知られているとはいえず、また、国際交流財団の事務局及び国際交流活動の拠点となる国際交流センター（国際交流財団が管理）は鳥取空港内にあり、バス等の公共交通機関の利便性が悪く、県民や外国人にとって利用しやすい状況にあるとはいえない。

については、県は、国際交流財団のホームページや機関紙のさらなる充実について協力するとともに、県政テレビ番組等県の広報媒体を利用した広告活動にも努め、新交流時代に向けて国際交流財団の存在や活動についてより一層県民への周知を図りたい。

また、県民や外国人がより利用しやすい活動拠点となるための方策について、立地や交通手段等も含めて検討されたい。

#### 4 文化観光局

財務事務処理の機能強化について（交流推進課）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団（以下「基金財団」という。）の財務事務処理において、財務規程に定められた調定手続を行っていなかったり、会計帳簿が整備されていないなど基本的な手続が行われていない不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、職員が公益法人会計について不慣れなことにより、財務事務手続をよく理解せずに業務を行っていること及び基金財団のチェック体制が不十分であったことが原因と考えられる。

については、県は、米子市と連携して基金財団の財務事務処理の機能強化を図りたい。

#### 5 福祉保健部

補助事業者との連携について（福祉保健課）

鳥取県民生児童委員協議会（以下「県協議会」という。）は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び県の補助金交付要綱に基づき、間接補助金の交付要綱を制定し、地区民生児童委員協議会及び地域民生児童委員協議会（以下「地区協議会等」という。）に間接補助金を交付している。

しかし、県協議会が地区協議会等に交付決定する際に県の補助金交付要綱に定める変更等の条件を記載せずに通知していたり、地区協議会等からの交付申請書や実績報告書に内容に誤りのある書類が添付されているなど、県協議会及び地区協議会等双方とも補助金事務に精通していないと思われる状況が見受けられた。

また、県協議会が定めている間接補助金の交付要綱において、県の補助金交付要綱の趣旨と異なった交付条件の規定を定めるなど、県との連携が十分行われていないと思われる状況が見受けられた。

については、県は、県協議会と十分調整を行って補助金交付事務の整合を図るとともに、適正な補助金事務の執行に配慮されたい。

#### 6 福祉保健部

財務事務処理の機能強化及び内部統制の強化について（健康政策課）

財団法人鳥取県保健事業団（以下「保健事業団」という。）の会計処理において、前回監査（平成19年度実施）において指摘し、及び注意したにもかかわらず、今回の監査においても予定価格の未決定（前回指摘）や現金の取引金融機関への預入の遅延（前回注意）など同様の事例や、その他予算執行や契約事務等についての不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、理事の法令遵守に対する認識不足や、経理担当職員の財務規程に対する知識が不十分であること及び当該法人の業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制）が十分機能していないことが原因と考えられる。また、監事監査も不十分であると考えられる。

については、県は、保健事業団の経理担当職員の資質向上及び内部統制の強化を図りたい。

#### 7 警察本部



基本財産の運用について（組織犯罪対策課）

財団法人暴力追放鳥取県民会議（以下「鳥取県民会議」という。）の平成20年度の基本財産（447百万円：平成20年度末）の運用収入は9,924千円となっており、運営上重要な財源となっている。

基本財産の運用のうち、平成20年4月にユーロ円債（運用期間30年）を1億円購入している。国内金利の低下に伴い、必要な運営資金を確保しようとしたことは理解できるが、この債券は、為替レートの変動によって金利が変動し、円高となった場合は金利がゼロになる可能性がある。更に、運用期間が30年と長期に設定されており、運用期間の途中で売却は、当該債券の市場性が低いため困難か、あるいは元本をき損する可能性があり、商品価値が低くなると考えられる。

鳥取県民会議の基本財産運用規程によると、基本財産の運用に当たり、専務理事を運用責任者として運用計画を作成し、理事会の承認を得る体制となっているが、この債券の購入に当たって運用にまつわる様々なリスクについて精緻な議論がなされた経過が見られず、実効性のあるリスク査定等運用について十分に審議をする体制となっているか疑問である。

また、責任の所在が不明確で、仮に運用が失敗した場合には、専務理事、理事会、理事長がどのような責任を取るのか明らかでない。

これらを踏まえ、また昨今の経済情勢を考えると、基本財産の運用について懸念が生じるものである。

については、県は、今後の基本財産の運用について、基本財産運用規程を改正し、確実かつ有利な運用が行われるよう見直しを図られたい。